

資料1「船員向け産業医の役割について」

令和2年4月
国土交通省海事局

(交通政策審議会海事分科会第114回船員部会 (R 1. 7) 資料抜粋)

方向性Ⅰ．医学的な見地から健康確保をサポートする仕組み作り

- (1) 内航海運業界の実情や課題を踏まえつつ、陸上の制度・取組みを参考として、以下のように、医学的な見地から労働者としての船員の健康確保をサポートするための仕組みを導入してはどうか。
- ①陸上で導入されている産業医制度及びストレスチェック制度について、一定の準備期間を置いたうえで、陸上と同様に、雇用船員50人以上の事業者に対して義務付けるとともに、50人未満の事業者に対しては努力義務を課すこととしてはどうか。(なお、陸上におけるストレスチェック制度の運用は、産業保健サービスを提供する外部企業に実施を委託している例も見受けられる。)
- (2) さらに、上記の仕組みを実効性あるものとするため、以下のような取組みを促進することも必要ではないか。
- ①特に雇用船員50人未満の小規模事業者における取組みの促進と実効性確保を目的とした、複数事業者間(内航海運組合、系列等)での連携、協働(例：産業医の選任、提携する医療機関等の集約等)
- ②船員災害防止協会や全国健康保険協会等が実施する事業の活用促進
- ③船員の健康確保に関して知見の蓄積を有する医療機関等の活用促進
- ④労働者全般の健康確保に関して知見の蓄積を有する陸上専門機関等の活用促進
- ⑤全産業を対象とした小規模事業者等の産業保健活動に対する助成金の活用促進
- ⑥各事業者における取組状況の発信、周知、横展開(例：会社HP、求人票への記載、表彰制度の活用等)
- (3) 上記の取組は、内航船員だけではなく、外航や漁業の分野、派遣船員等を含め、幅広く船員の健康確保をサポートする仕組みとするのが適当ではないか(現行の船員法等においても、船員の安全衛生管理に関する基本的枠組みは共通)。

論点・課題

○どのような事業者に、船員向け産業医の配置を義務づけるか。また、努力義務とする小規模な事業者については、船員の健康管理を図るために、どのような体制を確保していくか。

○船員向け産業医の役割をどのようにするか。

- ・ 船員の健康管理を適切に行うため、どのような権限を有することにするか。
- ・ 船内の医師や衛生管理者、衛生担当者との関係をどのようにするか。
- ・ 陸上と離れた環境の中で、巡視等をどのように実施し、船員の健康管理を行うか。

陸上制度の概要①

- 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならない（1000人以上の場合は専属）。
 - 事業者は、常時使用する労働者が50人未満の事業場については、労働者の健康管理等に必要な医学的知識を有する医師・保健師に、労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるよう努めなければならない。
 - 産業医の職務は、以下の労働者の健康管理に関する事項で、医学に関する専門的知識を必要とするもの。
 - ①健康診断の実施（その結果に基づく労働者の健康保持のための措置）
 - ②長時間労働者の面接指導の実施等（その結果に基づく労働者の健康保持のための措置）
 - ③ストレスチェックの実施と面接指導の実施等（その結果に基づく労働者の健康保持のための措置）
 - ④作業環境の維持管理
 - ⑤作業の管理
 - ⑥①～⑤のほかの労働者の健康管理
 - ⑦健康教育、健康相談等の労働者の健康の保持増進を図るための措置
 - ⑧衛生教育
 - ⑨労働者の健康障害の原因の調査・再発防止のための措置
- ※①～③の実施者は産業医ではなくても可。

陸上制度の概要②

○産業医は、以下の権能が与えられている。

- ・ 事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
※事業者は、勧告を尊重しなければならない、その内容を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。
- ・ 衛生委員会の委員として、労働者の健康障害防止対策等の調査審議をする。
- ・ 衛生管理者への指導、助言を行う。
- ・ 少なくとも、毎月1回以上、作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
※産業医が、事業者から毎月1回以上、以下の情報提供を受けている場合で、事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回。
 - 衛生管理者が行う巡視（毎週1回実施）をした結果
 - 労働者の健康障害防止又は健康保持のために必要な情報（衛生委員会又は安全委員会における調査審議を経て提供することとしたもの）

陸上労働者の健康確保対策等(産業医制度)

産業医の選任義務 (安衛則第13条第1項)

	1～49人	50～999人	1000～3000人	3001人以上
産業医の選任義務の別	選任義務なし (医師等による健康管理等の努力義務)	産業医 (嘱託可※)	産業医 (専属)	2人以上の産業医 (専属)

※ただし、有害業務に500人以上の労働者を従事させる事業場においては、専属の産業医の選任が必要。

産業医の職務 (安衛則第14条第1項)

次の事項で、医学に関する専門的知識を必要とするもの

- ① 健康診断・その結果に基づく措置
- ② 長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
- ③ ストレスチェック、高ストレス者への面接指導・その結果に基づく措置
- ④ 作業環境の維持管理
- ⑤ 作業管理
- ⑥ 上記以外の労働者の健康管理
- ⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
- ⑧ 衛生教育
- ⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止

- ……具体的措置を、産業医以外の他の医師に委ねることができるもの

産業医の権能

- ◇ 事業者、総括安全衛生管理者への勧告
(安衛法第13条第5項、安衛則第14条第3項)
- ◇ 衛生委員会における労働者の健康障害防止対策等の調査審議
(安衛法第18条)
- ◇ 衛生管理者への指導、助言
(安衛則第14条第3項)
- ◇ 労働者の健康障害防止のための職場巡視及び現場における緊急的措置の実施
(安衛則第15条)
- ◇ 長時間労働者等に関する情報の把握
(安衛則第14条の2)

産業医制度に係る見直しについて

- 近年、過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルス対策等の重要性が増す中、産業医に求められる役割も変化し、対応すべき業務は増加している。
- このような背景から、産業医が必要な措置を講じるための情報収集の在り方を中心に、産業医がその職務をより効率的かつ効果的に実施できるよう、以下の見直しが行われた。

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」 平成29年3月29日公布 同年6月1日施行

< 見直しのポイント >

check ☐



① 健康診断の事後措置に必要な情報の提供

事業者は、健康診断の結果、異常所見のあった労働者について医師等からの意見聴取を行わなければならない場合に、当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその労働者の業務に関する情報を求められたときは、これを提供しなければならないこととなりました。

check ☐



② 長時間労働者に関する情報の提供

事業者は、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者について、速やかにその労働者の労働時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。

check ☐



③ 定期巡視等産業医の情報収集の見直し

事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、産業医の作業場の巡視の頻度を、毎月1回以上から2か月に1回以上にすることが可能となりました。

○「安全・衛生委員会」設置目的・義務となる対象事業場

労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）などの重要事項について十分な調査審議を行うことを目的とするもの。

- ・「安全委員会」の設置義務対象（労働安全衛生法第17条、同法施行令第8条）
 - （1）常時使用する労働者が50人以上の事業場で、林業、建設業等の業種
 - （2）常時使用する労働者が100人以上の事業場で、電気業、通信業等の業種
- ・「衛生委員会」の設置義務対象（労働安全衛生法第18条、同法施行令第9条）
常時使用する労働者が50人以上の事業場（全ての業種）

※両方の設置義務がかかる場合、それぞれの委員会に代え「安全衛生委員会」の設置ができる。（労働安全衛生法第19条）

○「安全・衛生委員会」の設置義務がかからない事業者が講ずべき措置

労働者が50人未満の事業者など、委員会を設けるべき事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。（労働安全衛生規則第23条の2）

	安全委員会	衛生委員会
委員の構成	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名） 2 安全管理者 3 労働者（安全に関する経験を有する者）	1 総括安全衛生管理者又は事業の実施を統括管理する者等（1名） 2 衛生管理者 3 産業医 4 労働者（衛生に関する経験を有する者）
主な調査審議事項	1 安全に関する規程の作成 2 危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るもの 3 安全に関する計画の作成、実施、評価及び改善 4 安全教育の実施計画の作成	1 衛生に関する規程の作成 2 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善 3 衛生教育の実施計画の作成 4 定期健康診断等の結果に対する対策の樹立 5 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立 6 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立
その他	① 毎月1回以上開催すること。 ② 委員会における議事の概要を労働者に周知すること。 ③ 委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。	

産業医の養成状況等について

- ・ 現在、産業医の養成研修・講習を修了した医師は約 10 万人（実働は推計約 3 万人）（日本医師会調べ）。
- ・ なお、年度ごとに新たに産業医の資格を取得した医師数の推移は以下のとおり（厚生労働省調べ）。

	研修 (日本医師会)	研修 (産業医科大学)	産業医科大学卒業生 (産業医科大学)
平成24年度	1,662	901	94
平成25年度	1,687	630	92
平成26年度	1,691	1,017	98
平成27年度	1,708	996	108
平成28年度	2,004	1,175	99

産業医の選任義務のない小規模事業場への支援

50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場については、労働者の健康管理等について努力義務が課されている。これに対し、国としても、これらの事業場で健康管理等が促進されるよう必要な援助を行うように努めるものとされており、厚生労働省の産業保健総合支援センターの支援については、**船員も利用可能**。

○労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(抄)

第十三条の二 事業者は、前条第一項の事業場〔注：産業医選任義務のある常時50人以上の労働者を使用する事業場〕以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者〔注：労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師〕に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

(国の援助)

第十九条の三 国は、第十三条の二第一項の事業場の労働者の健康の確保に資するため、労働者の健康管理等に関する相談、情報の提供その他の必要な援助を行うように努めるものとする。

産業保健総合支援センター

47都道府県に設置

- ・保健師の配置による産業保健活動に関する専用相談窓口
- ・産業保健に関する情報提供・広報等

地域窓口

産保センターの下、監督署単位
(全国350地区)に設置

※労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場への支援

- ・医師等による訪問指導(長時間労働者の面接指導、健康診断結果の意見聴取等)
- ・保健師等産業保健スタッフの派遣(産業保健活動の支援)

(独)労働者健康安全機構(本部)

- ・小規模事業場等の産業保健活動に対する助成金
(①小規模事業場における医師・保健師の選任、直接健康相談の体制整備、
②ストレスチェックの実施及び職場環境改善、③心の健康づくり計画の策定など)

小規模事業場の産業医の導入支援

小規模事業場（労働者数50人未満）の事業者の皆さまへ

健康で活力ある職場づくりのために
小規模事業場産業医活動助成金
 産業医コース・保健師コース
 直接健康相談環境整備コース
 が皆さまを応援します！

小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）
 では、産業医の要件を備えた医師等※に労働者の健康管理を行わせることが努力義務となっています。
 ※その他厚生労働省令で定める者：労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師（労働安全衛生規則第15条の2）



小規模事業場産業医活動助成金活用のポイント

小規模事業場が産業医等と契約^①して産業医活動等を実施^②した場合、助成金（最大60万円）^③が受けられます

ポイント① 産業医・保健師と契約しましょう

産業医・保健師と、産業医（保健師）活動の実施について契約してください。※産業医は平成29年度以降、保健師は平成30年度以降の契約が助成対象です。

ポイント② 産業医（保健師）活動を実施しましょう

活動内容は、事業場のニーズに応じて産業医・保健師と相談し、契約・依頼します。契約した産業医（保健師）活動を実際に実施しましょう。

ポイント③ 直接健康相談環境整備コースは上乗せ助成

産業医（保健師）活動は、6か月当たり10万円を上限に2回限り、直接健康相談環境整備コースは6か月継続で10万円を2回限りの助成です。

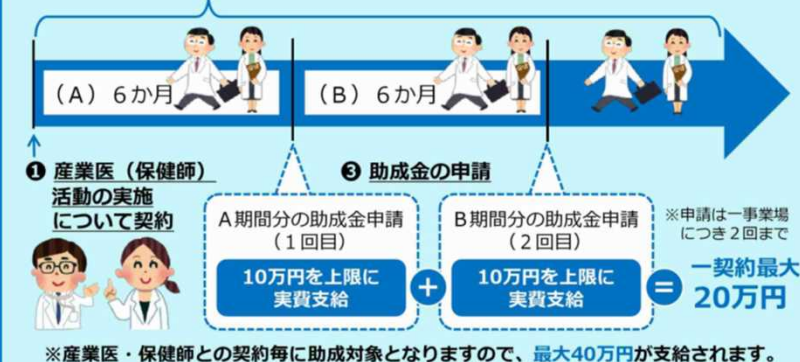
助成金の仕組み・手続きをくわしく確認 ➡ 裏面へ

厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構

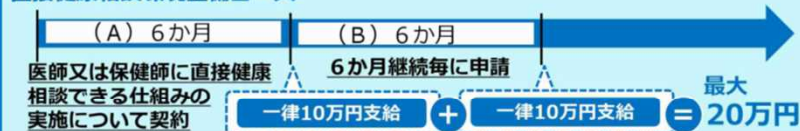
助成金を受け取るまでの手続き

産業医コース・保健師コース

② 契約に基づいた産業医（保健師）活動の実施



直接健康相談環境整備コース



産業医・保健師は、幅広く労働者の健康管理等に関する活動を行います。

- 健康診断結果に関する意見（医師のみ）
- 職場の巡視
- 衛生委員会への出席
- 長時間労働者の面接指導（医師のみ）
- ストレスチェックの実施及び事後措置
- 休職・復職面談
- メンタルヘルス等日常の健康相談
- 健康講話、健康教育

事業場において強化したい分野を選んで、活動を依頼すると良いでしょう。

助成金の詳しい内容は、労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。



0570 - 783046

ナ ヤ ミ ヨ シ ロウ

受付時間
 9時～12時
 13時～18時
 （土日祝日を除く）

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。12

全国の産業保健総合支援センター①

<u>北海道産業保健総合支援センター</u>	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7-1 プレスト1・7ビル2F	TEL 011-242-7701 FAX 011-242-7702
<u>青森産業保健総合支援センター</u>	〒030-0862 青森県青森市古川2-20-3 朝日生命青森ビル8F	TEL 017-731-3661 FAX 017-731-3660
<u>岩手産業保健総合支援センター</u>	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス14F	TEL 019-621-5366 FAX 019-621-5367
<u>宮城産業保健総合支援センター</u>	〒980-6015 宮城県仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 15F	TEL 022-267-4229 FAX 022-267-4283
<u>秋田産業保健総合支援センター</u>	〒010-0874 秋田県秋田市千秋久保田町6-6 秋田県総合保健センター4F	TEL 018-884-7771 FAX 018-884-7781
<u>山形産業保健総合支援センター</u>	〒990-0047 山形県山形市旅籠町3-1-4 食糧会館4F	TEL 023-624-5188 FAX 023-624-5250
<u>福島産業保健総合支援センター</u>	〒960-8031 福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル10F	TEL 024-526-0526 FAX 024-526-0528
<u>茨城産業保健総合支援センター</u>	〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル8F	TEL 029-300-1221 FAX 029-227-1335
<u>栃木産業保健総合支援センター</u>	〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り1-4-24 MSCビル4F	TEL 028-643-0685 FAX 028-643-0695

<u>群馬産業保健総合支援センター</u>	〒371-0022 群馬県前橋市千代田町1-7-4 群馬メディカルセンタービル2F	TEL 027-233-0026 FAX 027-233-9966
<u>埼玉産業保健総合支援センター</u>	〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-5-19 全電通埼玉会館あけぼのビル3F	TEL 048-829-2661 FAX 048-829-2660
<u>千葉産業保健総合支援センター</u>	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央3-3-8 日進センタービル8F	TEL 043-202-3639 FAX 043-202-3638
<u>東京産業保健総合支援センター</u>	〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F	TEL 03-5211-4480 FAX 03-5211-4485
<u>神奈川産業保健総合支援センター</u>	〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-29-1 第6安田ビル3F	TEL 045-410-1160 FAX 045-410-1161
<u>新潟産業保健総合支援センター</u>	〒951-8055 新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077 朝日生命新潟万代橋ビル6F	TEL 025-227-4411 FAX 025-227-4412
<u>富山産業保健総合支援センター</u>	〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 インテックビル4F	TEL 076-444-6866 FAX 076-444-6799

全国の産業保健総合支援センター②

石川産業保健総合支援センター	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル9F	TEL 076-265-3888 FAX 076-265-3887	京都産業保健総合支援センター	〒604-8186 京都府京都市中京区 車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東 館5F	TEL 075-212-2600 FAX 075-212-2700
福井産業保健総合支援センター	〒910-0006 福井県福井市中央1-3-1 加藤ビル7F	TEL 0776-27-6395 FAX 0776-27-6397	大阪産業保健総合支援センター	〒540-0033 大阪府大阪市中央区石町 2-5-3 エル・おおさか南館9F	TEL 06-6944-1191 FAX 06-6944-1192
山梨産業保健総合支援センター	〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階	TEL 055-220-7020 FAX 055-220-7021	兵庫産業保健総合支援センター	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸 通6-1-20 ジイテックスアセントビル 8F	TEL 078-230-0283 FAX 078-230-0284
長野産業保健総合支援センター	〒380-0935 長野県長野市中御所1-16-11 鈴正ビル2F	TEL 026-225-8533 FAX 026-225-8535	奈良産業保健総合支援センター	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町1-1-32 奈良交通第3ビル3F	TEL 0742-25-3100 FAX 0742-25-3101
岐阜産業保健総合支援センター	〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビルB1F	TEL 058-263-2311 FAX 058-263-2366	和歌山産業保健総合支援センター	〒640-8137 和歌山県和歌山市吹上2-1-22 和歌山県日赤会館7F	TEL 073-421-8990 FAX 073-421-8991
静岡産業保健総合支援センター	〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐 町2-13-1 住友生命静岡常磐町ビル9F	TEL 054-205-0111 FAX 054-205-0123	鳥取産業保健総合支援センター	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町115-1 鳥取駅前第一生命ビル ディング6F	TEL 0857-25-3431 FAX 0857-25-3432
愛知産業保健総合支援センター	〒460-0004 愛知県名古屋市中区新 栄町2-13 栄第一生命ビルディング 9F	TEL 052-950-5375 FAX 052-950-5377	島根産業保健総合支援センター	〒690-0003 島根県松江市朝日町477-17 明治安田生命松江駅前ビル7F	TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881
三重産業保健総合支援センター	〒514-0003 三重県津市桜橋2-191-4 三重県医師会館ビル5F	TEL 059-213-0711 FAX 059-213-0712	岡山産業保健総合支援センター	〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-1-3 岡山第一生命ビルディン グ12F	TEL 086-212-1222 FAX 086-212-1223
滋賀産業保健総合支援センター	〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8F	TEL 077-510-0770 FAX 077-510-0775			14

全国の産業保健総合支援センター③

<u>広島産業保健総合支援センター</u>	〒730-0011 広島県広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネ クス5F	TEL 082-224-1361 FAX 082-224-1371	<u>熊本産業保健総合支援センター</u>	〒860-0806 熊本県熊本市中央区 花畑町9-24 住友生命熊本ビル3F	TEL 096-353-5480 FAX 096-359-6506
<u>山口産業保健総合支援センター</u>	〒753-0051 山口県山口市旭通り2- 9-19 山口建設ビル4F	TEL 083-933-0105 FAX 083-933-0106	<u>大分産業保健総合支援センター</u>	〒870-0046 大分県大分市荷揚町 3-1 いちご・みらい信金ビ ル6F	TEL 097-573-8070 FAX 097-573-8074
<u>徳島産業保健総合支援センター</u>	〒770-0847 徳島県徳島市幸町3-61 徳島県医師会館3F	TEL 088-656-0330 FAX 088-656-0550	<u>宮崎産業保健総合支援センター</u>	〒880-0806 宮崎県宮崎市広島1- 18-7 大同生命宮崎ビル6F	TEL 0985-62-2511 FAX 0985-62-2522
<u>香川産業保健総合支援センター</u>	〒760-0050 香川県高 松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3F	TEL 087-813-1316 FAX 087-813-1317	<u>鹿児島産業保健総合支援センター</u>	〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上 之園町25-1 中央ビル4F	TEL 099-252-8002 FAX 099-252-8003
<u>愛媛産業保健総合支援センター</u>	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町4- 5-4 松山千舟454ビル2F	TEL 089-915-1911 FAX 089-915-1922	<u>沖縄産業保健総合支援センター</u>	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援セン ター2F	TEL 098-859-6175 FAX 098-859-6176
<u>高知産業保健総合支援センター</u>	〒780-0870 高知県高知市本町4-1-8 高知フコク生命ビル7F	TEL 088-826-6155 FAX 088-826-6151			
<u>福岡産業保健総合支援センター</u>	〒812-0016 福岡県福岡市博多区博 多駅南2-9-30 福岡県メディカルセン タービル1F	TEL 092-414-5264 FAX 092-414-5239			
<u>佐賀産業保健総合支援センター</u>	〒840-0816 佐賀県佐賀市駅南本町 6-4 佐賀中央第一生命ビル 4F	TEL 0952-41-1888 FAX 0952-41-1887			
<u>長崎産業保健総合支援センター</u>	〒852-8117 長崎県長崎市平野町3- 5 建友社ビル3F	TEL 095-865-7797 FAX 095-848-1177			

- 産業医に関する制度は設けられていない。
- 一定以上の船舶においては、医師又は衛生管理者の乗り組みが義務づけられており、それ以外の船舶においては衛生担当者の選任が義務づけられている。
- 常時使用する船員が50人以上の船舶所有者には、安全衛生委員会の設置が義務づけられている。また、船員が常時5人以上の船舶の船舶所有者には、船内安全衛生委員会の設置が義務づけられている。

船内の医師・衛生管理者・衛生担当者

船舶所有者は、船内における医療・健康管理・衛生管理体制の確保のため、船舶の規模・航行区域に応じ、医師、衛生管理者又は衛生担当者を乗船させなければならない（衛生管理者・衛生担当者については乗組員の中から選任）



医師

- ① 近海区域以遠を航行する3,000ト以上の船舶で、最大搭載人員100人以上（国内各港間のみを航海する場合を除く）

※船員法第82条

⇒ 計 20隻 ...2019年8月現在



衛生管理者

- ② 近海区域以遠を航行する3,000ト以上の船舶（国内各港間のみを航海する場合を除く）

※船員法第82条の2

⇒ 計 349隻 ...2019年8月現在



衛生担当者

- ③ ①及び②以外の船舶

※船員労働安全衛生規則 第7条

⇒ 計 8,894隻 ...2019年8月現在

【船内の医師／衛生管理者の業務】

- ※船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第16条
- 船員の健康管理及び保健指導に関すること。（※衛生管理者は、緊急時には医師の助言等を受け投薬・注射も可能）
 - 船内の作業環境衛生及び居住環境衛生の保持に関すること。
 - 食料及び用水の衛生の保持に関すること。
 - 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の整備及び点検に関すること。
 - 船内の衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。
 - その他船内の衛生管理に関すること。

【衛生管理者の資格要件】

- ※船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第12条
- 衛生管理者試験に合格した者
 - 医師、看護師等の医療系国家資格を有する者
 - 商船大学、商船高専、水産系高校で関連科目を履修し、かつ国交大臣登録講習を修了した者 等

【衛生担当者の業務】 ※船員労働安全衛生規則第8条

- 居住環境衛生の保持に関すること。
- 食料及び用水の衛生の保持に関すること。
- 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の点検及び整備に関すること。
- 負傷又は疾病が発生した場合における適当な救急措置に関すること。
- 発生した負傷又は疾病の原因の調査に関すること。
- 衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。

- 【衛生担当者の資格要件】※船員労働安全衛生規則第7条
- 海技免状を受有する者

船員法に基づく指定医について

指定医制度の目的について

国土交通大臣の指定した医師が、船員法に基づく健康証明をするための健康検査の結果に基づき、船員が船内労働に適するかどうかの判定をすることにより、船内労働環境の適正化と船員の健康確保を図ることを目的としている。

指定医とは

- ①船員である医師
- ②一般社団法人日本海員掖済会の病院の医師(10機関の医師)
- ③船員保険会の病院の医師(5機関の医師)
- ④地方運輸局長が指定した医師(1384機関の医師)

地方運輸局長が指定する基準

- 当該地域における指定医師の配置状況、船員・船舶所有者団体等の要望等を考慮して、医師の指定を行うことにより船員等の利便向上につながるものであること。
- 病院又は診療所が、健康証明制度の趣旨を十分に理解していること。(必要に応じて、申請をしようとする者に対して事前に健康証明制度の説明を行う。)
- 検査項目に係る実施設備等を整えていること 等

指定医の数

1399(R1. 6. 30時点)

【運輸局別の内訳】

北海道93/東北145/関東120/北陸66/中部140/近畿71/神戸65/中国169/四国176/
九州325/沖縄29

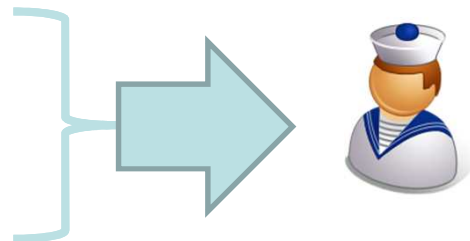
衛生管理者

- ・「国家資格」（STCW条約に基づく資格）
- ・資格取得方法は数種類ある

○主な取得方法は以下のとおり

国家試験の合格

資格の認定（※）



（※）主な認定要件は以下のとおり

- ①次の資格を受有する者
医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師 等
- ②労働安全衛生法の規定による衛生管理者の資格を有する者で、2年以上の船内実務を有するもの
- ③国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した者

③の講習に必要な科目

（講習時間合計：100時間以上）

労働生理、船内衛生、食品衛生、疾病予防、薬物、労働衛生法規、保健指導（救急処理及び看護法に関する実習を含む。）

衛生担当者

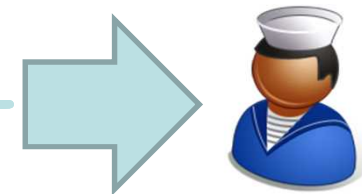
- ・「資格」ではなく船内の「職務」
- ・「職務」としてSTCW条約で求められるもの
- ・選任されるための要件がある

○以下のいずれかの要件を満たすことが必要

海技免状受有者

締約国資格証明
承認証受有者

海技免許講習（救命・
機関救命）修了者



※医師・衛生管理者が乗組む船舶においては選任不要。

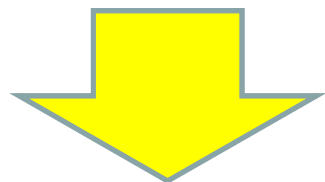
※乗組む海員が20名以下の船舶においては、船長が兼務することが可能。

船災防法に基づく「安全衛生委員会」

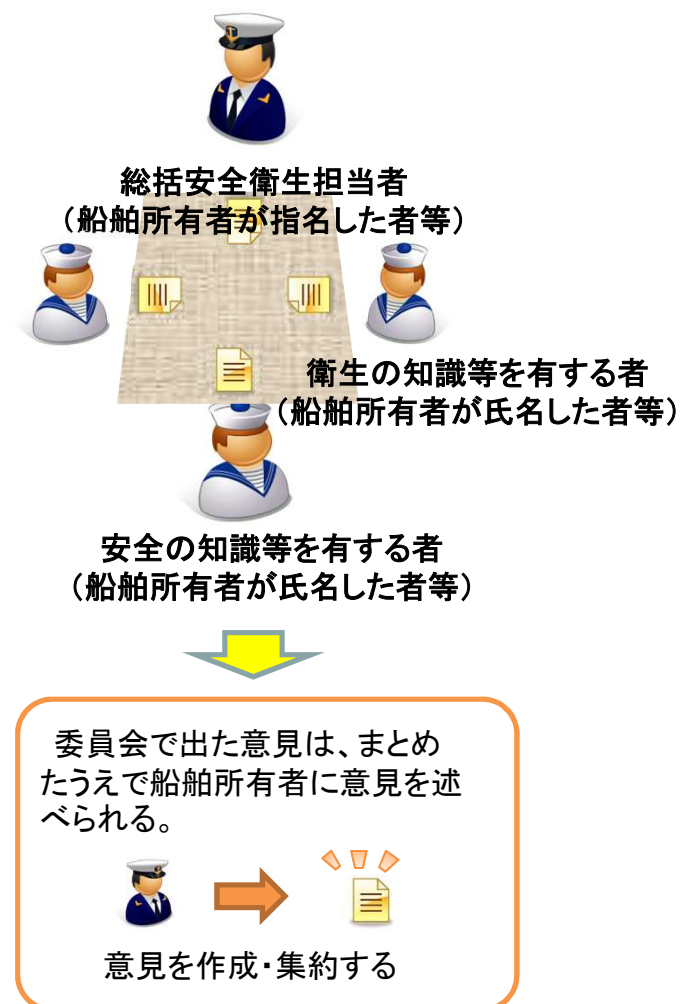
- 常時使用する船員の数が50人以上いる船舶所有者
→「安全衛生委員会」の設置が必要となる。
(船員災害防止活動の促進に関する法律(船災防法)第11条)

○「安全衛生委員会」とは、

- ・船舶所有者に対し意見を述べることができる組織
- ・次の事項を調査審議させる
 - (1) 船員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
 - (2) 船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための基本となるべき対策に関する事。
 - (3) 船員災害の原因及び再発防止対策に関する事。
 - (4) その他船員災害の防止に関する重要事項



○安全衛生委員会より意見があった場合、船舶所有者は、当該意見を尊重しなければならない。



- 船員が常時5人以上である船舶の船舶所有者
→「船内安全衛生委員会」の設置が必要となる。
(船員労働安全衛生規則第1条の3)

○「船内安全衛生委員会」とは、

- ・船舶所有者に対し意見を述べることができる組織
- ・次の事項を船内において調査審議させる
 - (1) 船内における安全管理、火災予防及び消火作業並びに衛生管理のための基本となるべき対策に関すること。
 - (2) 発生した火災その他の災害並びに負傷及び疾病の原因並びに再発防止対策に関すること。
 - (3) その他船内における安全及び衛生に関する事項

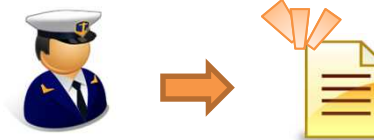


○船内安全衛生委員会より意見があった場合、船舶所有者は、当該意見を尊重しなければならない。

船内安全衛生委員会の構成



委員会で出た意見は、まとめたうえで船舶所有者に意見を述べられる。



意見を作成・集約する

スマートフォンを使った船員の生活実態調査の概要

船員の生活記録

調査期間：令和元年6月27日（木）～9月末日

調査方法：内航船員の方々が各自で保有するスマートフォンから調査用Webサイトにアクセスし、船内の生活情報を入力して頂く方法

調査項目：

- A) 船員情報：年齢、性別、職種
- B) 船舶情報：船舶名（任意）、トン数、船種
- C) 船内活動情報：活動（作業）種別ごとの開始時刻、終了時刻

調査体制：民間のシステム事業者よりWebサイトの提供を受け、実施

周知方法：プレス発表
国交省ツイッター、
地方運輸局等における雇入届出の際に窓口にてパンフレット配布

生活記録の入力 



2019年07月07日(日)

※開始時間

	2019/07/07		00:00
---	------------	---	-------

※終了時間

	2019/07/07		01:00
---	------------	---	-------

※活動種別

スタンバイ	
-------	---

※自由コメント

登録

キャンセル

調査結果

1. 船内活動情報の回答状況

WEB登録者：94人

24時間以上の船内活動の回答があった者：31人

2週間以上の連続した船内活動の回答があった者：9人

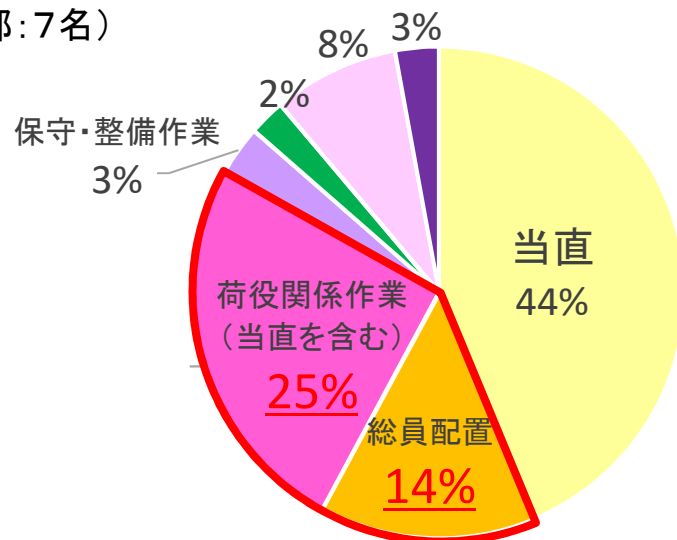
2. 2週間以上の連続した船内活動の回答があった9人の労働時間の内訳は以下の通り。

- 甲板部の作業は、当直は44%に留まり、総員配置が14%、荷役関係作業が25%を占める。
- 機関部の作業は、保守・整備（28%）と当直（19%）で約5割、総員配置（27%）と荷役関係作業（21%）で約5割となっている。

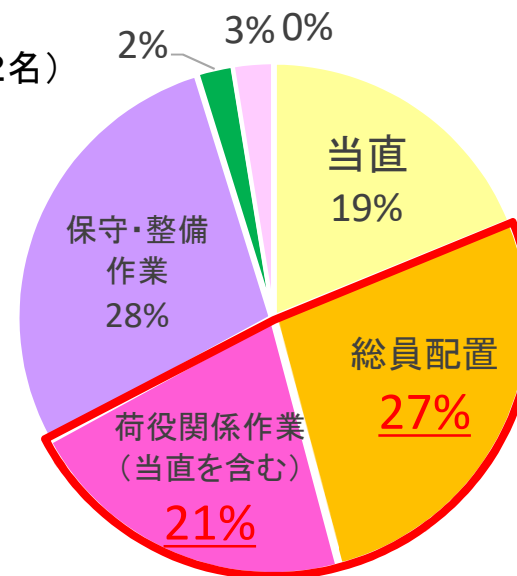
※労働時間の項目の割合は、9人の総労働時間数に占める各作業の時間数の割合である。

【部門別の労働時間の項目の内訳】

（甲板部：7名）



（機関部：2名）



■ 当直 ■ 総員配置 ■ 荷役関係作業（当直を含む） ■ 保守・整備作業 ■ 調理（食料調達を含む） ■ その他の業務（事務作業他） ■ その他

3. 2週間以上の連続した船内活動の回答があった者（9名）について労働時間が長い週と短い週について比較分析。

（注）一つの項目で24時間以上の時間が登録されているなど、特異な内容が記入された日等を除く。

タンカー船(500～749t) 機関長:1週間の船内生活の例

●労働時間が長い週に見られる傾向 ○労働時間が短い週に見られる傾向

- 荷役の頻度が高いが、機関長であるためか、当直や保守整備に係る作業への関与が少なく、総労働時間はそれほど長くなっていない。
- 荷役作業への関与回数も少なく、機関長であるためか、当直や保守整備のシフトにも入っていない。
(機関の状態確認、他の船員への指示が中心と考えられる)。

●労働時間が長い例

週の労働時間計 60

日	時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日の労働時間	日の休息時間
1日	労働																									12.50	1.50
1日	休息																										
2日	労働																									9.75	14.25
2日	休息																										
3日	労働																									8.50	15.50
3日	休息																										
4日	労働																									7.50	16.50
4日	休息																										
5日	労働																									5.50	18.50
5日	休息																										
6日	労働																									7.00	17.00
6日	休息																										
7日	労働																									9.25	14.75
7日	休息																										

○労働時間が短い例

週の労働時間計 38

日	時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日の労働時間	日の休息時間
1日	労働																									5.25	18.75
1日	休息																										
2日	労働																									6.50	17.50
2日	休息																										
3日	労働																									7.25	16.75
3日	休息																										
4日	労働																									7.00	17.00
4日	休息																										
5日	労働																									6.50	17.50
5日	休息																										
6日	労働																									2.50	21.50
6日	休息																										
7日	労働																									3.00	21.00
7日	休息																										

労働	当直	荷役関連	総員配置	保守整備	調理(食料調達含む)	その他(事務作業等)
休息	休息(船内)	休息(上陸)	就寝	食事	その他	

貨物船(200～499t) 一等航海士以外の航海士: 1週間の船内生活の例 国土交通省

●労働時間が長い週に見られる傾向 ○労働時間が短い週に見られる傾向

- 荷役の頻度が高く、また、1回あたりの荷役時間も長い。
- 「0時～4時」の当直シフトで、深夜から夕方にかけて長時間連続労働が生じており、睡眠時間も細切れになっている。
- 荷役回数が少なく(沖待ちが含まれている可能性あり)、仮バースも確保されている。

●労働時間が長い例

週の労働時間計 76

日	時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日の労働時間	日の休息時間
1日	労働																									12.25	1.75
	休息																										
2日	労働																									9.75	14.25
	休息																										
3日	労働																									13.00	1.00
	休息																										
4日	労働																									9.25	14.75
	休息																										
5日	労働																									11.75	2.25
	休息																										
6日	労働																									11.75	2.25
	休息																										
7日	労働																									8.25	15.75
	休息																										

○労働時間が短い例

週の労働時間計 47

日	時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日の労働時間	日の休息時間
1日	労働																									4.00	20.00
	休息																										
2日	労働																									0.00	24.00
	休息																										
3日	労働																									9.00	15.00
	休息																										
4日	労働																									9.00	15.00
	休息																										
5日	労働																									8.00	16.00
	休息																										
6日	労働																									9.00	15.00
	休息																										
7日	労働																									8.00	16.00
	休息																										

労働	当直	荷役関連	総員配置	保守整備	調理(食料調達含む)	その他(事務作業等)
休息	休息(船内)	休息(上陸)	就寝	食事	その他	

RORO船(5,000t以上) 船長:1週間の船内生活の例

●労働時間が長い週に見られる傾向 ○労働時間が短い週に見られる傾向

- RORO船の船長であるため、荷役作業への関与がなく、労働時間も総じて短め。
- 夜間や昼間にまとまった休息を確保出来ている。
- 他方で、事務作業等のその他業務が比較的多く発生している。
- 規則正しい時刻に出港が出来ており、総員配置も最低限の時間のみで済んでいると考えられる。

●労働時間が長い例 週の労働時間計 56.75

日	時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日の労働時間	日の休息時間
1日	労働																									7.50	16.50
	休息																										
2日	労働																									7.00	17.00
	休息																										
3日	労働																									6.75	17.25
	休息																										
4日	労働																									6.00	18.00
	休息																										
5日	労働																									9.00	15.00
	休息																										
6日	労働																									6.00	18.00
	休息																										
7日	労働																									14.50	9.50
	休息																										

○労働時間が短い例 週の労働時間計 35.5

日	時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日の労働時間	日の休息時間
1日	労働																									4.00	20.00
	休息																										
2日	労働																									6.00	18.00
	休息																										
3日	労働																									5.00	19.00
	休息																										
4日	労働																									6.00	18.00
	休息																										
5日	労働																									4.00	20.00
	休息																										
6日	労働																									6.50	17.50
	休息																										
7日	労働																									4.00	20.00
	休息																										

労働	当直	荷役関連	総員配置	保守整備	調理(食料調達含む)	その他(事務作業等)
休息	休息(船内)	休息(上陸)	就寝	食事	その他	

RORO船(750～999t) 機関部員:1週間の船内生活の例

●労働時間が長い週に見られる傾向 ○労働時間が短い週に見られる傾向

- いわゆるMO(ゼロ)船と考えられ、機関部員であるため、夜間にまとまった休息を確保出来ている。作業の中心は出入港に係る総員配置と保守整備であり、労働時間も総じて短め。
- 他方、荷役作業に関与する日は1日あたりの労働時間が長くなる傾向にある。
- 仮バースが確保されており、出入港に係る総員配置の回数も少ない。

●労働時間が長い例

週の労働時間計 73

日	時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日の労働時間	日の休息時間
1日	労働																									12.25	11.75
	休息																										
2日	労働																									9.75	14.25
	休息																										
3日	労働																									11.50	12.50
	休息																										
4日	労働																									6.50	17.50
	休息																										
5日	労働																									11.75	12.25
	休息																										
6日	労働																									12.00	12.00
	休息																										
7日	労働																									9.25	14.75
	休息																										

○労働時間が短い例

週の労働時間計 61.25

日	時間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	日の労働時間	日の休息時間
1日	労働																									10.00	14.00
	休息																										
2日	労働																									7.00	17.00
	休息																										
3日	労働																									7.25	16.75
	休息																										
4日	労働																									8.25	15.75
	休息																										
5日	労働																									6.75	17.25
	休息																										
6日	労働																									12.25	1.75
	休息																										
7日	労働																									9.75	14.25
	休息																										

労働	当直	荷役関連	総員配置	保守整備	調理(食料調達含む)	その他(事務作業等)
休息	休息(船内)	休息(上陸)	就寝	食事	その他	

船内の自主的な職場改善について

WIBとは

WIB (Work Improvement on Board) は、ILO (国際労働機関) が作成したWISE (Work Improvement in Small Enterprise : 中小企業自主改善活動) を船内向けに簡便にしたもので、チェックリストを使って全員でリスクの点検ができたり、船舶の設備、環境、状況にあわせて船員自らが改善策を提案でき、その対策を行うとともに、安全意識の向上を図るもの。

国土交通省における取組み

○WIB指導員養成講習会の開催

WIBの普及を図るため、平成27年度から各地方運輸局管内で、事業者向けのWIB指導員養成講習会を実施。

これまで計40回開催し、約1,900人が参加(令和元年12月現在)。

事務局案①(船員向け産業医の役割について)

○陸上制度と同様に雇用船員50人以上の船舶所有者に対して、船員の健康管理等を行う産業医の選任を義務付けてはどうか。また、50人未満の船舶所有者に対しても、陸上制度と同様に医師又は必要な知識を有する保健師に、船員の健康管理等を行わせる努力義務を課してはどうか。

※特に、50人未満の船舶所有者も活用できる産業保健センターや助成金の活用を、引き続き、促していくこととする。

(※) なお、派遣船員の取扱いについては別途検討。

○船員向けの産業医の職務については、陸上の産業医と同様とし、陸上の産業医と同様に機能するよう、船舶所有者への勧告等の権限を定めることとしてはどうか。また、船災防法に基づく安全衛生委員会の委員に追加することとしてはどうか。

○産業医は、船舶所有者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができることとし、船舶所有者は、勧告を尊重しなければならず、その内容を安全衛生委員会に報告することとしてはどうか。また、船内の医師、衛生管理者、衛生担当者への指導、助言を行うこととしてはどうか。

事務局案②(船員向け産業医の役割について)

○船舶は、運航スケジュールにより、不定期や長期間の航海を行うものもあり、気象の影響なども受け、入港時期や場所が確定しないこともあるなど、陸上の産業医の役割のうち、作業場等の巡視については、産業医による巡視の機会を陸上労働者並みに確保することが困難であることから、船員独自の方法を認めることとしてはどうか。考えられる代替方法として、①～③の措置をいずれも実施することとしてはどうか。

① 年1回以上、産業医が船舶所有者の船内の巡視を行い、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

② 船舶所有者は、船内において、毎月1回以上、衛生管理者又は衛生担当者等に巡視を行わせ、その結果について船内に周知させるとともに、産業医に報告を行う。

※チェックすべきポイントや報告の内容などについては、産業医の意見や国において示す内容等を参考に、船社の安全衛生委員会などで調査審議することを想定。

※巡視の結果に基づき、船内において改善計画を検討することを推奨。

③ 毎月1回以上、長時間労働者の面接指導の対象となる労働者、労働時間、休息时间などの健康障害防止又は健康保持のために必要な情報（安全衛生委員会において調査審議を経て提供することとしたもの）を産業医に報告する。

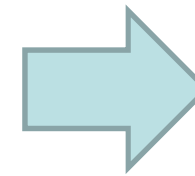
○陸上のように毎月1回の巡視を行うのは、船舶の運航スケジュール・運航形態上難しいため、以下の方法をもって実施。

- ①年1回以上、産業医が船舶に赴き、船内の巡視を実施

→現場での巡視を踏まえ、船員の健康障害防止措置等を講ずる



産業医



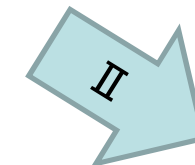
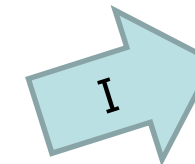
- ②毎月1回以上、Ⅰ衛生管理者又は衛生担当者に巡視を行わせ、結果を船内へ周知させるとともに、Ⅱ産業医に報告

→巡視結果に基づき、船内で自主的な改善計画の検討を推奨

報告を受けた産業医も、間接的に船内の状況を把握



衛生管理者
衛生担当者



産業医

- ③毎月1回以上、長時間労働者の面接指導の対象となる者に関する情報を産業医に報告

→現場からの報告により、迅速な面接指導の可否等が可能



労働時間等
管理者



産業医

雇用船員50人以上・未満の事業者数及び所属船員数 国土交通省

【雇用船員50人以上・未満の事業者数及び所属船員数】

	雇用船員50人以上		雇用船員50人未満		合計	
	事業者数	船員数	事業者数	船員数	事業者数	船員数
内航旅客船	29 (6%)	3,172 (44%)	489 (94%)	4,022 (56%)	518	7,194
内航貨物船	82 (6%)	6,652 (32%)	1,357 (94%)	13,998 (68%)	1,439	20,650
外航旅客船	3 (21%)	296 (74%)	11 (79%)	102 (26%)	14	398
外航貨物船	7 (3%)	1,221 (67%)	233 (97%)	602 (33%)	240	1,823
漁船	42 (2%)	3,664 (20%)	2,525 (98%)	14,864 (80%)	2,567	18,528
その他	49 (4%)	7,273 (47%)	1,091 (96%)	8,205 (53%)	1,140	15,478
合計	212 (3%)	22,278 (35%)	5,706 (91%)	41,793 (65%)	5,918	64,071

出典：海事局調べによる。

注：船員数は、平成30年10月1日現在の乗組員数と予備船員数を合計したものであり、我が国の船舶所有者に雇用されている船員（外国人を除く。）である。